

団体会員 各位
個人会員 各位

一般社団法人

東日本実業団空手道連盟

会 長 保 坂 三 藏



平成 29 年度公認地区（形）審判員講習・審査会及び 更新講習会の開催について（通知）

時下、日頃より当連盟へのご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、標題の件につきまして全日本実業団を通じ関東地区協よりご案内が御座いました。

つきましては、傘下会員に周知の上、受審基準を満たしている方及び有資格者で更新時期を迎える方は、必ず受講する様お願い致します。

なお、3 級資格審査員の資格要件に地区形審判員が加わっておりますので、未取得者は必ず受審して下さい。 宜しくお願い致します。

記

1. 日 時 平成 29 年 7 月 8 日（土） 午前 9 時 00 分 受付
午前 9 時 20 分 開始 午後 4 時 00 分 終了
2. 会 場 ALSOK 群馬総合スポーツセンター内 ALSOK ぐんま武道館 第 2・第 3 道場
〒371-0047 群馬県前橋市関根町 800 番地 Tel : 027-234-1200
※ アクセスは、Web で『群馬県総合スポーツセンター』を検索
3. 受講料 新規 20,000 円（合格者は後日、規定の登録料を全空連に納付）
更新 25,000 円（新規会員証発行手数料の 500 円を含む）
4. 対象者 別添、『平成 29 年度公認地区（形）審判員 審査会・講習会 実施要項（案）』
を確認の事。
5. 申込期限 平成 29 年 6 月 2 日（金） 厳守
6. 申込方法
 - ① 別紙、平成 29 年度公認地区（形）審判員 講習・審査会申込書に必要事項を漏れなく記入し、全空連会員証コピー及び日体協公認スポーツ指導者登録証のコピーを貼付る。
 - ② 新規受審者は、返信用封筒（長形 3 号封筒）に 82 円切手貼付け、返信先住所及び氏名を記入し、準備する。
 - ③ 受講料を下記の送金先に送金する。 お弁当を注文される方は、お弁当代 1,000 円（お茶付き）も合わせて送金の事。
 - ④ 受講料等を送金後、講習・審査会申込書と返信用封筒（新規受審者のみ）、受講料等送金利用明細のコピーを同封の上、下記の送付先に書類を送付の事。 お弁当注文の方は、受講料等送金利用明細のコピーの余白に”お弁当希望”と明記して下さい。

※ 申込に際して、申込は当連盟で取り纏め一括で全日本実業団に申込致しますので、全日本実業団及び関東地協担当県連へ直接の申込は致しません様、固くお願い致します。

※ 申込書の記載漏れや全空連会員証コピー・登録証コピーの貼付け漏れ等が見受けられた場合は、申込の受付を致し兼ねますので、送付の際は、漏れが無いかが確認の上、送付下さい。

7. 申込先・送金先

申込先 〒252-0216 神奈川県相模原市中央区清新 2-14-3-302
(一社) 東日本実業団空手道連盟 総務部 宮川幸二宛
携帯 : 090-6543-1767
Mail : ejbkf-office@wkf.jp

受講料・お弁当代送金先

ゆうちょ銀行

・ゆうちょ口座からの送金の場合

記号 : 10750 番号 : 08979741

口座名義 : シャ) ヒガシニホンジツギョウダンカラテドウレンメイ

・他の金融機関からの送金の場合

店名 : 〇七八 店番 : 078 預金種目 : 普通

口座名義 : シャ) ヒガシニホンジツギョウダンカラテドウレンメイ

8. その他

- ① 日程、携行品等の詳しい内容は、『平成 29 年度公認地区（形）審判員 審査会・講習会 実施要項（案）』を参照の事。
なお、日程時間については、変更する可能性が御座いますので、ご注意下さい。
- ② 講習・審査会申込書の申請団体には何も記載しないでください。
全日本実業団の事務局で、押印致します。
- ③ 全空連会員証の有効衣期限切れはの者は、受講出来ませんので、有効期限を確認して下さい。有効期限が切れている場合は、早急に更新手続きを行って下さい。

平成29年度 公認地区(形)審判員 審査会・講習会 実 施 要 項 (案)

1. 日 時 平成29年7月8日(土) 午前9時 受付
午前9時20分～午後3時30分
2. 会 場 ALSOK ぐんま武道館 第2・第3道場
〒371-0047 群馬県前橋市関根町 800 番地 TEL:027-234-1200
※アクセスは別紙「交通案内」参照 又は「群馬県総合スポーツセンター」で検索
3. 日 程
9:00～ 9:20 受 付
9:20～ 9:30 開 講 式
9:30～12:00 形審判規定の講義および実技
(指定形の演武に対して、減点加点とその理由説明)
12:00～12:30 実技試験
(競技者の演武する指定形を審判し、得点を表示回答)
12:30～13:30 昼 食
13:30～15:30 学科試験
16:00 閉会(予定)
※時間については、変更する場合もある。
4. 受 講 料 新 規 20,000円(合格者は後日、規定の登録料を全空連に納付)
更 新 25,000円(新規会員証発行手数料500円を含む)
5. 対 象 者 (1) 新規・更新とも、(公財)全日本空手道連盟の会員登録済みの者とする。
(2) 新規受講者は、次の基準を満たし、各都県連盟の推薦する者とする。
① 公認段位 5段以上
② 審 判 歴 都道府県(形)審判員資格取得後3年以上
③ 技術資格 地区組手審判員資格のほかに、日体協公認上級スポーツ指導員
(スポーツ指導員は不可)又は、日体協公認コーチ(上級コーチ)
資格保持者
④ 年 齢 満35歳以上(審査日当日現在)
(3) 当該更新の対象者は、次のとおりとする。
① 現在の有効期限が、2018年3月31日の者
② 現在の有効期限が、2019年3月31日の者
6. 申込方法 (1) 受講・受審希望者は、別紙「申込書」を作成し、受講料(審査料)と弁当代(弁当は希望者のみ1,000円お茶付)を添えて各都県連盟に申し込む。
特に新規受講者は「返信用封筒(長形3号 82円切手貼付 返信先住所を明記)」を添付することを忘れない。
(2) 各都県連盟は、提出された「申込書」と別紙「新規受講者一覧表」及び「更新者一覧表」「集計計算書」を作成のうえ、各都県連盟で一括して、群馬県空手道連盟(審判委員会事務局)宛てに申し込む。

併せて、「新規受講者及び更新者一覧表」データをメールに添付して送信する。
なお、受講料(審査料)は、振込みとしますので振込手数料は、各都県連盟で負担してください。

7. 送付先 及び 問い合わせ先

〒373-0805 群馬県太田市八重笠町357-1

群馬県空手道連盟 審判委員会事務局 豊田 良子 宛

(電話：0276-45-7272)

「受審申請者名簿」データ送信先アドレス koruzasan@orchid.plala.or.jp

8. 振込先 群馬銀行 強戸支店

普通預金

口座番号 0666423

口座名義 全日本空手道連盟関東地区協議会 群馬県会計 塚越治美

9. 申込期限 平成29年 6月 8日 (木) 必着

10. 携行品 (1) 審判競技規定・筆記用具・全空連会員証・身分を証明できるもの(免許証等)

11. その他 (1) ゴミの持ち帰りにご協力をお願いします。
(2) 宿泊の斡旋はしませんので、必要な方は各自予約をお願いします。
(3) 弁当の希望者は、お茶付1,000円です。

12. 確認事項 各都県連事務局から群馬県連審判事務局に郵送にて提出していただきたいもの

(1) 受講者全員分の講習・審査会申込書

(2) 新規受講者及び更新者一覧表

(3) 集計計算書

(4) 銀行ATMの利用明細書(写し) 又は 振込み証明書 等

平成 2 9 年度 公認地区（形）審判員 講習・審査会申込書

区 分	1. 新 規	2. 更 新
-----	--------	--------

(いずれかに○印)

受講・審査日 平成 2 9 年 7 月 8 日

地区協名 関 東 地 区 協 議 会

フリガナ		性 別	生 年 月 日
氏 名		男・女	(西暦 年) 昭和 年 月 日 (満 才)
住 所	〒		電 話
公認 段位	段 (第 号)		取 得 年 月 日 年 月 日
新規者	都道府県形審判員取得年月日		更新者 有効期限 年 月 日
	年 月 日		
	地区・全国 組手審判員有効期限		
	年 月 日		
日 体 協 資 格	保有資格 (○印)	種 別	有 効 期 限
		指導員 登録番号：	年 月 日
		上級指導員 登録番号：	年 月 日
		コーチ 登録番号：	年 月 日
		上級コーチ 登録番号：	年 月 日
申請団体名 (所属都道府県)		全日本実業団空手道連盟 印	

全空連会員証写し

貼 付

(又は、会員申請証明書写し、貼付)

日体協公認スポーツ指導者

登録証写し

貼 付

※印を忘れずに。

(公財) 全日本空手道連盟

公益財団法人全日本空手道連盟 審判資格（形・組手）有効期限に関する案内
平成29年度（2017年）に資格更新をする者（全国・地区）

	2017 年 3/31 4/1	2018年 3/31 4/1	2019年 3/31 4/1	2020年 3/31 4/1	2021年 3/31 4/1	2022年 3/31 4/1
	(29年度)	(30年度)	(31年度)	(32年度)	(33年度)	(34年度)
現在の有効期限						
① 2017年3月31日以前の者 (未更新者降格) →	(都道府県・地区協で、審判員講習を1回以上受講してから再受審)					
② 2018年3月31日の者 (期限内に更新)	0年	1年	2年	3年	新有効期限 (2021. 3. 31)	
③ 2019年3月31日以降の者 (期限内に更新)	0年	0年	1年	2年	3年	新有効期限 (2022. 3. 31)

(注) 1. ②の者は平成29年度内に更新しないと、平成30年4月1日以降は降格になる。

2. 平成29年度新規合格者は②に該当する。(資格取得年を0年とする。)

3. 2020年3月31日が有効期限の者が平成29年度内に更新した場合、資格有効期間は2年間の資格延長となり、新有効期限は2022年3月31日となる。